

研究費不正使用の疑いに関する調査結果の概要

- ・平成 19 年 7 月 19 日、学内 A 教員から、B 教員の「不正行為に関する申立書」の提出。
申し立ての要点：研究費の不正使用。教員研究費により作成したテキストを複数の授業科目において多年にわたり有料で学生に配付しながら、その収益を国庫に納めず、私的に流用した、あるいは所持している疑い。

- ・研究倫理調査委員会は、委員会を計 6 回開催し、ヒアリングを 3 回実施した他、学生へのアンケート調査を行うなど、調査結果を取りまとめ、平成 20 年 2 月 29 日学長に報告した。

- ・調査結果の内容、方法、手順等は次のとおりである。
 - 抽出した学生へのアンケート調査結果（調査対象者各年度抽出計 48 名）
2 つの授業科目について購入の事実を確認。購入時に領収書の発行なし。全員がテキストを購入。額は、1,500 円から 3,000 円の範囲。使途の説明は、半数強の学生があったと答え、会計報告は、ほとんどの学生が無かったと答えている。
 - B 教員のヒアリングの結果
校費又は教員研究費を使用してのテキストを制作（印刷・製本）した。
受講生に有償で配付した期間は、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間。
テキストの購入は、任意ではなく義務的で、全員が購入した。
毎年の収入総額は毎年の単価（500 円～2,000 円）×受講生数。
テキスト代金の収支の記録はない。
平成 19 年秋現在で、10 万円程度残額がある。
テキスト代金の使途は、学生アルバイト（データ入力）の謝金、講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費として使用した。
 - 学生アンケート調査結果により推定されるテキスト代金総額
アンケート調査結果によると、同一授業においてもテキストの単価に関して幅があることから、テキスト代金の総額については確定に至らなかった。
参考：推定総額としては、1,558,500 円（最低単価で計算）から 2,383,000 円（最高単価で計算）。各年度別受講者数は、平成 14 年度 221 人、平成 15 年度 225 人、平成 16 年度 138 人、平成 17 年度 212 人、平成 18 年度 127 人。
 - 会計課職員のヒアリングの結果
平成 14 年度以降平成 18 年度までの校費（教員研究費）による印刷経費の総額は 2,929,550 円であった。

・調査の結果、確認された事項は次のとおり要約される。

1) テキストを受講生に有償で配付したと確認された授業 2科目

2) 有償で配付したテキスト 3種類

3) テキスト作成費用の出处

校費（法人化後は教員研究費）による印刷。

4) テキスト代金の取扱

受講生に有償で配付したテキスト代金を、国庫又は法人に納めていない。

使途に関しては、学生アルバイト（データ入力）の謝金、非常勤講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費として使用した。残金として、約10万円を現在も個人保管している。

・調査委員会の結論は次のとおりである。

1) 国立学校校費（法人化後は教員研究費等）で作成されたテキストは、無償で学生に配付し授業で使用することが通例である。このため、調査対象者の行為は、国立学校校費（法人化後は教員研究費等）の不適正な支出であると認定した。

2) テキストを販売して得た収益に関しては、基本的に国庫又は法人に納めるべきところであるが、この経理処理がなされていない。このことは社会的常識に照らして不正常である。調査対象者が学生から徴収したテキスト代金の総額は、法人に納めるべきである。

3) テキスト代金の使途について、調査対象者のヒアリングによれば、学生アルバイト（データ入力）の謝金、非常勤講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費となっており、本来国立学校校費（法人化後は教員研究費等）での支出を行うべきものに流用している。なお、本委員会の調査では、申し立て者の疑義にある個人としての私的な流用は確認されなかった。